

大館市立上川沿小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

1. 「いじめ防止基本方針」策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、又は心身に重大な危険を生じる恐れがある、決して許されない行為である。本基本方針は、いじめの未然防止と早期発見に努め、全ての児童が安心して学校生活を送り、共に学び合う環境を作り上げるため、その対策を総合的かつ組織的に推進するために、国や県、大館市の基本方針に基づいて策定している。

2. いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、上川沿小学校に在籍している児童に対して、同じく上川沿小学校に在籍し一定の関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も上川沿小学校の児童であること。
- ・ AとBとの間に一定の人間関係があること。
- ・ AがBに対して心理的、または物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ・ Bが心身の苦痛を感じていること。

3. いじめの理解

法律や条例上の「いじめ」に該当する事象は、成長過程にある児童が集団で学校生活を行う中で、「どの児童にも、どの学校にも起こり得る」ものである。いじめを受けた児童、いじめを行った児童という二者だけではなく、学級などの所属集団の構造上の問題や、はやし立てたり面白がったりする「観衆」、周辺で暗黙の了解を得ている「傍観者」にも注意を払い、集団全体にいじめを容認しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

4. いじめ対策委員会の設置

上川沿小学校における「いじめ対策」を総合的かつ組織的に推進するために、学校長のもと上川沿小学校「いじめ対策委員会」を設置する。委員の構成は、校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、関係学年部とする。

5. 学校における具体的な取組

(1) いじめ防止のための取組

- ① いじめはどの児童にも起こりうるという認識のもと、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に努める。
- ② 教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許されない」ことを児童に理解させる。
 - ・ はやし立てるなど同調する行為についても、いじめを加担している行為であることを理解させる。
 - ・ インターネット上の書き込み等についてもいじめにつながることを理解させる。
- ③ 児童同士が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、自己有用感の醸成を図り、互いに認め合う人間関係づくりを行う。

- ⑤ 縦割り活動や児童会活動等の異年齢集団での活動を通して、他者を思いやり尊重したりする心を育てる。
- ⑥ 教職員の言動が、児童を傷つけたり他の児童のいじめを助長したりすることのないように指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 校内研修等

- ① 全職員が児童の状況を共通理解し組織的に対応するため、定例職員会議において学年学級の実態を報告検証する機会を設ける。
- ② 毎年度当初に基本方針をもとに「いじめ」についての教職員の研修を行い、いじめの未然防止について共通理解を図る。
- ③ 学校の実態に即して、基本方針が機能しているかを点検、見直すため PDCA サイクルに応じて評価や見直しを行う。

(3) 早期発見・早期対応の在り方

- ① いじめは教師の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど教師が気づきにくく判断しにくい形で行われていることが多いということを認識する。
- ② 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知する。
- ③ 日頃から、児童との信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つように心がける。
- ④ 学級担任の日常の声かけ、定期的ないじめ調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。
- ⑤ 家庭との連携を図り、児童の変化を保護者が察知した場合、すぐさま学校に相談できる環境づくりを構築する。
- ⑥ 大館市少年相談センターの周知と活用を促す。

(4) いじめへの対処

- ① 児童及び保護者からいじめの相談を受け、いじめを受けていると思われる時は、速やかに組織的に対応する。
- ② いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的な配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめを受けた児童及びその保護者への支援やいじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- ④ いじめを受けた児童の保護者と、いじめを行った児童の保護者が、いじめ事案に関する情報の共有を図ることができるように配慮する。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、市教委、大館警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがある時には直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。
- ⑥ いじめ事案への対処は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

(5) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相等の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(6) 重大事態への対応

① 重大事態が起こった場合、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

※重大事態とは、いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき。または、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いが認められるとき。

② 調査を行った場合、いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要な情報を適切に提供する。

③ 保護者からいじめによって重大事態に至ったと申し立てがあった時には、その時点で重大事態が発生したものとして調査に当たる。

④ 重大事態が発生した場合には、大館市教育委員会に対して報告する。

⑤ 教育委員会の指導のもと、カウンセラー、保護者の代表、教育委員会代表者など第三者を含む重大事態の調査委員会を学校内に設置する。

⑥ 事実関係の調査にあたっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や、児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

・ いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合は、いじめられた児童や情報を提供する児童を守ることを最優先とした調査を行う。

・ いじめられた児童への聴き取りが不可能な場合には、当該保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に調査について協議し着手する。

・ 調査による事実関係の確認をもとに、いじめられた児童保護者への説明や、いじめた児童への指導およびその保護者への助言を行う。

※いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きた時の調査の指針」を参考にする。

⑦ 因果関係の特定は急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

⑧ 情報の公開に当たっては、市教育委員会の指示に従い適切に行う。

6 その他

(1) 上川沿小学校「いじめ防止基本方針」は、学校ホームページで公開する。

(2) 「いじめ防止基本方針」は、毎年見直しを行う。